福祉有償運送申請の手引き

芳賀地区広域行政事務組合

芳賀地区市町

H29.1　Version

# 目　次

1　はじめに[（3）](#_1_はじめに)

2　事務の流れを基にした概略図（新規申請の場合）[（4）](#_2_市町担当の事務)

　　　　　　　　　　　　　 　 （更新申請の場合）[（5）](#_4-2_事務の概略図（更新申請の場合）)

　　　　　　 　　必要・添付書類（新規申請の場合）[（6）](#_4-3_必要・添付書類（新規申請の場合）･･･運営協議会提出資料)

　　　　　　　　 必要・添付書類（更新・変更申請の場合）[（7）](#_4-4_必要・添付書類（更新・変更申請の場合）･･･運営協議会提出資料)

3　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項[（8）](#_5_福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項_1/11)

4　福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項[（19）](#_6_福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項_1/6)

5　対価について[（25）](#_7_対価について_1/4)

6　報告について[（29）](#_8_運営協議会について_1/6)

7　監査、行政処分、命令について[（31）](#_10_監査、行政処分、命令について_1/5)

8　道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について[（36）](#_11_道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について_1/)

9　資料[（40～）](#_13_資_料（芳賀地区福祉有償運送運営協議会設置要領）)

　・芳賀地区福祉有償運送運営協議会設置要領[（40～）](市町HP公開用申請様式.docx)

10　様式[（42～）](#_14_資_料（様式）)

11　栃木県事務権限委譲事務（75～）

# 1　はじめに

　福祉有償運送とは、道路運送法第７８条第２号に規定されている自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則に規定のある福祉有償運送で、タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障害者等施行規則第４９条第３号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動促進法に規定されている特定非営利活動法人等が、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員１１人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいうとされています。

　この福祉有償運送事業を行うにあたっての申請に関することや事業に関することなどについて、この手引きの中で説明されていますので、必ずお読みください。

申請にあたっては、「新規申請」と「更新申請」における申請時の留意点等を書いてありますので、特に留意してください。よく見られるものとして、添付資料を「前回の申請時」のものをコピーして添付される事業所がありますが、特に有効期限のある書類（免許証の写しを含む）などは、古いものは使えませんので申請の前に必ず確認をお願いいたします。また、提出書類は様式の番号順にまとめてください。様式についての詳細は、P.42において説明しています。

　なお、栃木県知事への申請にあたっては、軽微な事項の変更を除いて「芳賀地区福祉有償運送運営協議会」において福祉有償運送に関する合意がなされた旨の文書を添付した上で行うこととなります。

　不明な点がある場合には、下記の市町が福祉有償の受付窓口となりますので、そちらにお問合せください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当窓口 | 連絡先 | 備　考 |
| 真岡市社会福祉課障害者福祉係 | 0285-83-8129 |  |
| 益子町高齢者支援課介護保険係 | 0285-72-8852 |  |
| 茂木町保健福祉課介護係 | 0285-63-5603 |  |
| 市貝町健康福祉課高齢介護係 | 0285-68-1113 |  |
| 芳賀町高齢者支援課介護保険係 | 028-677-6015 |  |

# 4-1　事務の概略図（新規申請の場合）

栃木県（交通政策課）

運

営

協

議

会

運営協議会委員

⑦

⑧

⑤

④

芳賀広域

②’

②

⑥

③

④

⑤

⑥

市　　町

④

①

⑤

⑨

④’

事　業　者

　業務の流れは次のとおり。なお、同じ番号のものは、同時処理。

① 受付（相談）

② 開催の有無の確認･･･【事務連絡】

②’結果の報告【別紙様式】

③ 開催依頼･･･【様式例1】

④ 開催通知･･･【様式なし】

④’資料提出依頼【様式なし】

⑤ 資料提出･･･市町：内容をチェックして広域に提出　広域：資料を製本して委員に郵送

⑥ 結果報告･･･【様式第3号】

⑦ 申請

⑧ 申請結果の通知

⑨ 申請結果の通知を受けて、広域・各市町にその旨を報告

# 4-2　事務の概略図（更新申請の場合）

栃木県交通政策課

運

営

協

議

会

運営協議会委員

⑤

④

⑦

⑧

芳賀広域

①･①’

②‘

⑥

④

②

⑥

市　　町

⑨

①

④

③

②

事　業　者

　業務の流れは次のとおり。なお、同じ番号のものは、同時処理。

① 協議会開催の有無の確認･･･【事務連絡】

①’結果の報告【別紙様式】

② 開催（更新）依頼･･･【様式例1】

②’開催通知【様式なし】⇒広域から協議会委員、申請事業者、各市町に通知

③ 資料提出依頼

④ 資料提出　市町：内容をチェックしてから広域に提出

　　　　　　 広域：製本した資料、許可の有無を確認する書類、返信封筒を委員に郵送

　　　　　　 委員：審査

⑤ 回答

⑥ 結果報告･･･【様式第3号】

⑦ 申請

⑧ 申請結果の通知【様式第8号】

⑨ 申請結果の通知を受けて、広域・各市町にその旨を報告

# 4-3　必要・添付書類（新規申請の場合）･･･運営協議会提出資料

（別紙1・新規申請用）

**新規申請書（様式第1-1）のほかに、次の添付書類が必要となります。**

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 必　　　要　　　書　　　類 | 様式番号 |  | 備　　考 |
| １ | 芳賀地区福祉有償運送運営協議会の開催要請について　※各市町作成 | 様式例1 |  |
| ２ | 福祉有償運送に係る協議会提出資料　　※各市町作成 | 様式例2 |  |
| ３ | 自家用有償旅客運送の登録の申請　　　※以下、法人作成 | 様式2-1号  （栃木県様式） |  |
| ４ | 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿 | 法務局所定の様式及び任意様式 |  |
| ５ | 宣誓書（第７９条の４第１～４号までのいずれにも該当しない旨を証する書類） | 様式第3号　（栃木県様式） | 欠格事由確認のための書類。法人の代表者が、他の役員を含めて宣誓する事ができる。 |
| 6 | 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 | 自動車検査証の写し、自動車の使用者との間で締結された契約書の写し又は使用承諾書等 | 「自動車の使用者との間で締結された契約書の写し又は使用承諾書」は、自動車検査証の使用者が運送者と異なる場合に必要。 |
| 7 | 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第５１条の１６に定める資格の有無を証する書面の写し | 様式第４号　（栃木県様式） | 福祉有償運送運転者講習の修了証の写し  運転免許証は、必ず申請時点において最新のものを添付すること。 |
| 8 | 運行管理の責任者就任承諾書 | 様式第５号　（栃木県様式） | 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理責任者にあっては、資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付。 |
| 9 | 運行管理の体制等を記載した書類 | 様式第６号　（栃木県様式） |  |
| 10 | 運送しようとする旅客の名簿 | 参考様式第イ号 | 氏名・住所・入会年月日・運送を必要とする理由に必ずチェックを入れること。 |
| 11 | 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 | 様式第7号  （栃木県様式） | 対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険に加入又は加入する計画があることを証する書類（契約申込みの写し（申込書の写し、見積書の写し又は宣誓書）） |
| 12 | 旅客から収受する対価について | 様式例3 | 料金表を添付 |

「http://www.pref.tochigi.lg.jp/h03/jikayouyuusyou.html」栃木県WEBサイト「自家用有償旅客運送の登録・届出等について」⇒「3.自家用有償旅客運送の登録・届出等に必要な提出書類」⇒「公共交通空白地有償運送・福祉有償運送関係」からダウンロードできます。

# 4-4　必要・添付書類（更新・変更申請の場合）･･･運営協議会提出資料

（別紙2・更新登録・変更登録の申請用）

**更新登録・変更登録の申請書（様式第1-2）のほかに、次の書類が必要となります。**

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 必 　　要　 　 書　　 類 | 様式番号 |  | 備　　考 |
| １ | 芳賀地区福祉有償運送運営協議会の開催要請について　　※各市町作成 | 様式例1 |  |
| 2 | 福祉有償運送に係る協議会提出資料　　※各市町作成 | 様式例2 |  |
| 3 | ※　以下、法人作成  自家用有償旅客運送の更新登録の申請  自家用有償旅客運送の変更登録の申請  自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書 | 様式第2-2号  様式第2-3号  様式第2-4号 | いずれも栃木県様式 |
| 4 | 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿 | 法務局所定の様式及び任意様式 |  |
| 5 | 宣誓書（第７９条の４第１～４号までのいずれにも該当しない旨を証する書類） | 様式第3号　（栃木県様式） | 欠格事由確認のための書類。法人の代表者が、他の役員を含めて宣誓する事ができる。 |
| 6 | 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類 |  | 「自動車の使用者との間で締結された契約書の写し又は使用承諾書」は、自動車検査証の使用者が運送者と異なる場合に必要。 |
| 7 | 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第５１条の１６に定める資格の有無を証する書面の写し | 様式第４号  （栃木県様式） | 福祉有償運送運転者講習の修了証の写し  運転免許証は、必ず申請時点において最新のものを添付すること。 |
| 8 | 運行管理の責任者就任承諾書 | 様式第５号  （栃木県様式） | 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理責任者にあっては、資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付。 |
| 9 | 運行管理体制等を記載した書類 | 様式第６号  （栃木県様式） |  |
| 10 | 運送しようとする旅客の名簿 | 参考様式第イ号 | 氏名・住所・入会年月日・運送を必要とする理由に必ずチェックを入れること。 |
| 11 | 登録証（更新登録、変更登録等の場合） | 様式第8号 |  |
| 12 | 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（宣誓書他） | 様式第7号  （栃木県様式） | 対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険に加入又は加入する計画があることを証する書類（契約申込みの写し（申込書の写し、見積書の写し又は宣誓書） |
| 13 | 旅客から収受する対価について | 様式例3 |  | 料金表を添付 |
| 14 | これまでの事故の状況（事故の記録）  これまでの苦情の状況（苦情処理簿） | 参考様式第へ号  参考様式第ト号 |  |  |

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　1/11

　福祉有償運送を始めるには、栃木県への登録が必要となります。以下、留意すべき点がありますので、必ず確認をしてください。

**①　登録の種類等**

　　登録の種類及び登録後に必要となる届出・報告には次のものがあります。また、栃木県の行う標準処理期間は1か月となっています。なお、新規登録又は変更登録を受けたい時は、登録申請手数料を納入する必要があります。

【登録の種類】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 内　　　　　容 | 標準処理期間 | 登録申請手数料 |
| 登録（新規） | 福祉有償運送を新たに行う場合 | 1か月 | 15,000円 |
| 更新登録 | 登録の有効期間満了後、引き続き福祉有償運送を行う場合 | ------ |
| 変更登録 | 運送の区域を増加させる場合又は過疎地有償運送を追加する場合 | 3,000円 |

　※　運送の区域を合併後の市町の範囲に拡大させる変更登録の登録申請手数料は栃木県にお問合せください。

**②　登録後の届出・報告**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 内　　　　　容 | 届出の期限 |
| 届　出 | 登録事項を変更した場合  （変更登録を受ける必要がある場合を除く） | 変更した日から30日以内 |
| 福祉有償運送の業務を廃止した場合 | 廃止した日から30日以内 |
| 報　告 | （輸送実績の報告）  前年の4月1日から3月31日までの期間に係る福祉有償運送の輸送実績 | 毎年5月31日まで |
| （事故の報告）  死者又は重傷者を生じた自動車事故があった場合など | 発生した日から30日以内又は速報 |

**③　登録に当たっては、芳賀広域が芳賀郡内の市町の依頼を受けて実施する「運営協議会」において、**

**福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要**

**です。**

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　2/11

**④　使用できる自動車の種類**

　　福祉有償運送で使用できる自動車の種類は、乗車定員11人未満のもので、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　類 | | 形　　　状　　　等 |
| 福祉自動車 | 寝台車 | 車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車 |
| 車いす車 | 車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付きの自動車 |
| 兼用車 | ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車 |
| 回転シート車 | 回転シート（リフトアップシートを含む）を備える自動車 |
| セダン等 | | 自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車 |

　※　旅客の移動制約等の状況に応じた福祉自動車を保有する必要がありますが、透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する等の場合は必要ありません。

**⑤　旅客の範囲**

　　運送しようとする旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人となります。

|  |
| --- |
| ①　（身体障害者福祉法第4条に規定する）身体障害者 |
| ②　（介護保険法第19条第1項に規定する）要介護認定を受けている者 |
| ③　（介護保険法第19条第2項に規定する）要支援認定を受けている者 |
| ④　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）  を有する者 |

　※　旅客の名簿に記載されている者については、申請時に会員である必要はありませんが、運送する場合

には会員になっている必要があります。

　　　上記の表のうち、③④の者を運送の対象とする場合には、運営協議会において運送の対象とすること

が適当であることについて確認されることが必要です。

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　3/11

　　透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎など、運送の態様に基づいて運営協議会で必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送（複数乗車）することが出来ます。

**⑥　登録に関して**

　　登録の有効期間は、登録の日から2年です。登録された場合は、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号が付与されます。登録番号は、登録が抹消されるまでの間、同一の番号によって管理されます。

　　登録になった場合には、栃木県から「通知」があります。この通知は、「登録証」を交付することによって行われます（様式第8号）。そして、登録簿に搭載された情報は、栃木県で縦覧に供されます。

**⑦　登録の条件**

　　登録時には、次のような条件が付されることがありますので、注意してください。

|  |
| --- |
| ①　申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には、要件が具備されるまで運転者に運転させないこと。 |
| ②　複数乗車を行う場合において、旅客の運送の安全のため添乗員が必要と認められる場合には、適切なものを添乗させること。 |

　※　これらの条件は、地域の実情、申請内容などにより異なる場合があります。

**⑧　登録の拒否**

　　登録の申請において次のいずれかに該当する場合には、登録が拒否されます。この場合、運営協議会や市町にも通知されます。

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　4/11

【登録の拒否要件】

|  |  |
| --- | --- |
| ①　申請者又は申請する法人の役員が、次のいずれかに該当する者である場合 | |
|  | イ　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき。 |
| ロ　登録の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していないとき。 |
| ハ　自家用有償旅客運送の業務に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年後見人である場合、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するとき。 |
| ②　運営協議会において、福祉有償運送が必要であることについて合意がないとき。 | |
| ③　申請する法人が、次のいずれかに該当する場合。 | |
|  | イ　旅客の移動の制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者にない場合を含む。） |
| ロ　要件を備える運転者の確保がなされていない場合及びセダン型等の車両を使用する場合にあっては、要件を備える運転者その他乗務員が確保されていないと認められる場合。 |
| ハ　運行管理の責任者の選任及び運行管理体制の整備がなされていないと認められる場合 |
| ニ　整備管理の責任者の選任及び整備管理体制の整備がなされていないと認められる場合 |
| ホ　事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合 |
| ヘ　旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合 |

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　5/11

**⑨　運転者の要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自動車の種類 | 運　転　者　の　要　件 | |
| ①　福祉自動車 | イ　第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者 | |
| ロ　第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されてい  ない者であって、次の要件のいずれかを備える者 | |
|  | ⅰ　国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること。 |
| ⅱ　（社）全国乗用自動車連合会、（財）全国福祉輸送サービス協会及び（社）シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること。 |
| ②　セダン型 | 福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（又はいずれかの要件を備える者の乗務） | |
| イ　介護福祉士 | |
| ロ　国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること | |
| ハ　「①ロ・ⅱ」の研修を修了していること。 | |
| ニ　訪問介護員など | |

　\*　国土交通大臣が認定した講習実施団体は、国土交通省HPに掲載されています。

※　運転者の要件のうち、第一種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」の要件は、地域の実情に応じて、運営協議会において、2年以上と定めることができるとされています。

※　運転者が、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適正診断を受診しなければならない場合として、①　登録後に、死者又は重傷者を生じた事故を起こした場合　②　運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合の2つになります。

※　運転者の増、減員を行う場合には、栃木県への届出は必要ありませんが、運転者の要件確認など、運転者の管理をその都度適切に行う必要があります。

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　6/11

**⑩　運行管理の責任者の選任等**

　　運送者は、運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければなりません。また、5両以上の自動車を運行管理する事務所にあっては、事務所毎に、次の要件を備える運行管理の責任者を自動車の数に応じて選任する必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 運行管理の責任者の要件 | 選任する人数 |
| 国家資格たる運行管理者 | 39両まで1人、以降40両毎に1人 |
| 運行管理者試験の受験資格を有する者 | 19両まで1人、以降20両毎に1人 |
| 安全運転管理者の要件を備える者 |

※　運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を決めておき、適切に運行管理を行うことが必要です。

※　運行管理の責任者を追加、変更する場合は、必ず運送者による選任が必要になりますが、栃木県への届出は必要ありません。

※　運行管理者に係る要件以外で運行管理の責任者を選任する場合、安全運転管理者は、5両以上の自動車の使用の本拠ごとに1名選任することとされているため、20両以上の自動車を運行管理する事務所の場合、安全運転管理者以外は、安全運転管理者の要件を備える者又は運行管理者試験の受験資格を有する者で選任する必要があります。

**⑪　運行管理の責任者の業務**

　　運行管理の責任者は、次の業務を行わなければなりません。

|  |
| --- |
| イ　運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと |
| ロ　死者又は重傷者を生じた事故等を起こした運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者に適正診断を受けさせること |
| ハ　セダン型の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、一定の要件を備える乗務員の乗車なしに運転者の要件を備えない者に運転させないこと |
| ニ　運転者に対する疾病、疲労、飲酒等の確認、運行の安全を確保するために必要な指示の実施、その内容の記録、記録の1年間の保存 |
|  |

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　7/11

|  |
| --- |
| ホ　運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を1年間保存すること |
| ヘ　運転者台帳の作成及び事務所への据え置き |
| ト　事故の記録を作成し、その記録を2年間保存すること |
| チ　その他福祉有償運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務 |

**⑫　安全な運転のための確認等及び乗務記録**

　　運送者は、運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、その記録（参考様式第ロ号）を1年間保存しなければなりません。

※　運転者に対する確認、指示は対面により行うよう務めることが必要です。対面での確認が困難な場

合は、電話により必要な確認・指示を確実に実施できる体制を整備して実施することが必要です。

　　運送者は、運転者ごとに、次の事項を記録（参考様式第ハ号）させ、その記録を1年間保存しなければなりません。

|  |
| --- |
| イ　運転者の氏名 |
| ロ　乗務した自動車の登録番号 |
| ハ　乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務した距離 |
| ニ　事故又は異常な状態が発生した場合には、その概要、原因 |

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　8/11

　　運送者は、運転者ごとに、次の事項を記載した運転者台帳（参考様式第ニ号）を作成し、事務所に備えておかなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| イ　作成番号、作成年月日 | |
| ロ　運送者の名称 | |
| ハ　運転者の氏名、生年月日及び住所 | |
| ニ　運転免許に関する次の事項 | |
|  | ⅰ　運転免許証の番号及び有効期間 |
| ⅱ　運転免許の年月日及び種類 |
| ⅲ　運転免許の条件 |
| ホ　運転者の要件に係る事項 | |
| ヘ　事故を起こした場合又は道路交通法に基づく使用者に対する通知を受けた場合は、その概要 | |
| ト　運転者の健康状態 | |

※　運転者でなくなった場合には、運転者台帳にその年月日及び理由を記載し、2年間保存しなければなりません。

　　運送者は、次の事項を記載し、運転者の写真を貼り付けた運転者証（参考様式第ホ号）を作成し、旅客に見やすいように表示し、又は自動車内に掲示しなければなりません。

|  |
| --- |
| イ　作成番号・作成年月日 |
| ロ　運送者の名称 |
| ハ　運転者の氏名 |
| ニ　運転免許証の有効期限 |
| ホ　運転者の要件に係る事項 |

※　運転者証は、車内のダッシュボード付近に掲示するか、必要事項を記載した身分証明書（IDカードを含む）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させることが必要です。

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　9/11

　　運送者は、自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければなりません。

【自動車の点検の種類及び点検の時期】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　類 | 点　検　の　時　期 | |
| 日　常　点　検 | 1日1回、運行の開始前 | |
| 定　期　点　検 | 乗用車（3ﾅﾝﾊﾞｰ・5ﾅﾝﾊﾞｰ・7ﾅﾝﾊﾞｰ）  「車いす移動車」など特殊用途車（8ﾅﾝﾊﾞｰ）  軽乗用車（5ﾅﾝﾊﾞｰ）  「車いす移動車」など軽特殊用途車（8ﾅﾝﾊﾞｰ） | 12か月ごと  6か月ごと  12か月ごと  12か月ごと |

※　整備管理の責任者については、特段の資格要件を求めていませんが、整備管理に関する知識を有していることが望まれます。

　　運送者は、事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければなりません。また、事故が発生した場合は、次の事項を記録（参考様式第ヘ号）し、その記録を事務所に2年間保存しなければなりません。

|  |
| --- |
| ①　運転者の氏名 |
| ②　自動車登録番号その他の自動車を識別できる表示 |
| ③　事故の発生日時 |
| ④　事故の発生場所 |
| ⑤　事故の当事者（運転者を除く）の氏名 |
| ⑥　事故の概要（損害の程度を含む） |
| ⑦　事故の原因 |
| ⑧　再発防止対策 |

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　10/11

　　運送者は、自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結していることが必要です。

【損害を賠償するための基準】

|  |
| --- |
| ①　対人賠償の限度額が1人につき、８，０００万円以上のもの |
| ②　対物賠償の限度額が1事故につき、２００万円以上のもの |
| ③　運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと |
| ④　保険期間中の保険支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと |
| ⑤　すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること |

※　登録後に基準で定める保険金限度額を減じるなどの契約変更や正当な理由のない解約をしてはなりません。

　　運送者は、車両の両側面に、次の事項を記載した標章を表示しなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| イ　運送者の名称 | 文字は、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きです。文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上です。 |
| ロ　「有償運送車両」の文  　字 |
| ハ　登録番号 |

※　運送者の氏名は、登録を受けた法人名を表示しなければなりません。

　　運送者は、登録証の写しを自動車に備えておかなければなりません。

# 5　福祉有償運送をはじめるにあたっての留意事項　11/11

　　運送者は、旅客について、次の事項を記載した名簿（参考様式第イ号又は第ロ号）を作成し、これを事務所に備えておかなければなりません。なお、旅客の名簿は、個人情報保護の観点から適切に管理することが必要です。

|  |
| --- |
| ①　氏名 |
| ②　住所 |
| ③　運送を必要とする理由 |
| ④　その他必要な事項 |

　　運送者は、苦情処理の体制（様式第６号）を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません。また、苦情の申し出を受けた場合には、次の事項を記録（参考様式第ト号）し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

|  |
| --- |
| ①　苦情の内容 |
| ②　原因究明の結果 |
| ③　苦情に対する弁明の内容 |
| ④　改善措置 |
| ⑤　苦情処理を担当した者 |

# 6　福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項　1/6

**1　有効期間の更新の登録**

　 　運送者は、登録の有効期間満了後、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には、栃木県の行う有効期間の更新登録を受けなければなりません。また、この場合にも、運営協議会で福祉有償運送の必要性等ついて合意されることが必要です。

**（1）更新登録の有効期間**

　　　 　更新登録の有効期間は、有効期間満了の翌日から2年となります。ただし、次のいずれにも該当するときは、3年となります。

|  |
| --- |
| ①　福祉有償運送の業務について、是正のための命令を受けていないこと |
| ②　福祉有償運送自動車が重大事故等を引き起こしていないこと |
| ③　業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと |

**（2）更新登録の申請**

**①　更新登録の申請**

　　　　　　更新登録の申請は、次の事項を記載した申請書に添付書類を添えて、登録の申請と同様に、栃木県に行います。この場合、有効期間の満了する日の2か月前から申請の受付が行われます。

【申請書の内容・様式】

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　容 | 様　　　式 |
| イ　名称及び住所並びに代表者名 | 様式第2-2号 |
| ロ　登録番号 |
| ハ　自家用有償旅客運送の種別 |
| ニ　運送の区域 |
| ホ　事務所の名称及び位置 |
| ヘ　事務所ごとに配置する自動車の種類ごとの数 |
| ト　運送しようとする旅客の範囲 |

# 6　福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項　2/6

**②　添付書類**

　　　　　　更新登録の申請書の添付書類は、登録の申請の際の添付書類及び登録証となります。

※　複数の運送の区域を有する運送者が更新登録を行う場合には、それぞれの運送の区域における運営協議会の合意が必要です。

※　運営協議会で有効期間の更新についての協議を行っているにも関わらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新登録の申請をすることができます。この場合、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新登録の可否についての判断が留保されます。

※　有効期間が満了した後の更新登録の申請は、災害等によりやむを得ない場合を除き、行うことができません。

**（3）更新登録の実施**

　　　　 更新登録は、新規登録の場合に準じて審査が行われ、登録の拒否に該当する場合を除き、更新登録が行われます。

※　更新登録にあたっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等について審査されます。

**2　変更登録の実施**

　 　運送者は、次の事項について変更する場合は、栃木県の行う変更登録を受けなければなりません。この場合、運営協議会において、福祉有償運送の必要性等について合意されることが必要です。

|  |
| --- |
| ①　運送の区域（増加する場合に限る） |
| ②　運送の種別（増加する場合に限る） |

※　登録後に市町村合併が行われた場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲となります。

※　運送の区域を合併後の市町村の範囲に拡大する場合には、合併後の市町村が主宰する運営協議会の協議を経て、変更登録を受ける必要があります。

# 6　福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項　3/6

**（1）更新登録の申請**

**①　変更登録の申請**

　　　　　　変更登録の申請は、次の事項を記載した申請書に添付書類を添えて、栃木県に行います。また、運送の区域の拡大に伴い他県も区域とする場合は、新たに管轄となる陸運支局等に行います。

【申請書の内容・様式】

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　容 | 様　　　式 |
| イ　名称及び住所並びに代表者の氏名 | 様式第2-3号 |
| ロ　登録番号 |
| ハ　自家用有償旅客運送の種別 |
| ニ　変更しようとする事項及び変更予定期日 |

**②　添付書類**

　　　　　　変更登録の申請書の添付書類は、次のとおりです。

【添付書類・様式】

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　容 | 様　　　式 |
| イ　登録の申請時に添付した書類のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されるもの | ----- |
| ロ　運営協議会において協議が調っていることを証する書類 | 様式第2-5号 |
| ハ　登録証 | 様式第8号 |

**（2）変更登録の実施**

　　　　 変更登録は、新規登録に準じて審査が行われ、登録の拒否に該当する場合を除き、変更登録が行われます。

※　変更登録の場合、登録の有効期間は更新されません。

# 6　福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項　4/6

**3　軽微な事項の変更**

　　　運送者は、次の事項を変更した時は、30日以内に栃木県に変更の届出を行うことが必要です。

|  |
| --- |
| ①　名称及び住所並びに代表者の氏名 |
| ②　自家用有償旅客運送の種別（減少する場合に限る） |
| ③　運送の区域（減少する場合に限る） |
| ④　事務所の名称及び位置 |
| ⑤　事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の種類ごとの数 |
| ⑥　運送しようとする旅客の範囲 |

※　身体障害者のみを運送していた運送者が、新たに要介護者を運送することとなる場合など、旅客の範囲が追加や変更となる場合には、届出が必要です。

※　運送しようとする旅客の数を変更する場合は、届出の必要はありません。

※　同じ種類の自動車を入れ替える場合など、種類ごとの数に変更がない場合は、届出の必要はありません。

**（1）軽微な事項の変更**

**①　軽微な事項の変更の届出**

　　　　 軽微な事項の変更の届出は、次の事項を記載した届出書に添付書類を添えて、栃木県に行います。

【届出書の内容・様式】

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　容 | 様　　　式 |
| イ　名称及び住所並びに代表者の氏名 | 様式第2-4号 |
| ロ　登録番号 |
| ハ　自家用有償旅客運送の種別 |
| ニ　変更した事項 |
|  | |

# 6　福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項　5/6

**②　添付書類**

　　　　　　軽微な変更の届出書の添付書類は、次のとおりです。

【添付書類・様式】

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　　　　容 | 様　　　式 |
| イ　登録の申請時に添付した書類のうち、登録事項の変更に伴い内容が変更されたもの | ----- |
| ロ　登録証 | 様式第8号 |
| ハ　事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合は、運行管理の体制を記載した書類及び運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類 | 様式第５号  様式第6号 |

**（2）軽微な事項の変更登録の実施**

　　　　 軽微な事項の変更の届出があった場合は、届出に基づいて登録が行われます。

**4　業務の停止及び登録の取消し**

　　　運送者が、道路運送法や登録に付された条件等に違反したときは、6か月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止又は登録を取り消されることがあります。また、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取り消しが行われた場合は、違反事実、行政処分等の内容について、運営協議会の主宰者に通知されます。

**5　登録の抹消**

　　　登録の抹消は、次の場合に行われます。

|  |
| --- |
| ①　登録の有効期間が満了した時 |
| ②　廃止の届出があったとき |
| ③　登録が取り消しとなったとき |

# 6　福祉有償運送の更新・変更にあたっての留意事項　6/6

**（1）登録の抹消の措置**

　　　　 登録が抹消された場合は、運送者の名称等を公示、インターネットなどにより公表し、運営協議会の主宰者に通知されます。

**（2）登録証の返納**

　　　　 運送者は、登録が抹消された場合は、登録証を登録簿のある栃木県に返納しなければなり

ません。また、登録証の返納までの間、登録証を適切に保管しなければなりません。

# 7　対価について　1/4

**1　対価について**

　　　運送者は、業務の開始前に、旅客から収受する対価を定め、あらかじめ、旅客に対して書面の提示など適切な方法で説明しなければなりません。これを変更するときも同様です。

**2　対価の基準等**

　　　対価の基準は、①　旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること　②　合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること　③　当該地域におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていることが必要とされています。対価の範囲については、次のとおりです。

**（1）対価の範囲**

　　　　 対価は、運送サービスの提供に対するもの及び運送サービスに伴って行われる役務の提供や施設の利用について利用者の負担を求めるもので、その範囲は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①　運送の対価 | 運送サービスの利用に対する対価 | | |
| ②　運送の対価  　以外の対価 | 運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、次のようなものが考えられます。 | | |
|  | イ　迎車回送料金 | 旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金 |
| ロ　待機料金 | 旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金 |
| ハ　その他の料金 | 介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用等の設備使用料など |

# 7　対価について　2/4

**（2）対価の設定方法**

**①　運送の対価**

　　　　　　運送の対価は、原則として、次のなかから選択します。ただし、これらのいずれにもより難い場合には、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができます。

|  |  |
| --- | --- |
| イ　距離制 | 原則として、旅客の乗車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するもので、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの |
| ロ　時間制 | 旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるもので、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの |
| ハ　定額制 | 旅客の運送に要した時間及び距離によらず、1回の利用ごとの対価を定めるもの又はあらかじめ利用者の利用区間ごとの対価を定めるもの |

**②　運送の対価以外の対価**

　　　　　　運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の規準を明確に定めることが必要です。

※　会員となったときの入会金、年会費、月会費など、団体活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則として、対価に含まれません。

# 7　対価について　3/4

**（3）対価の設定の考え方**

　　　　 対価の設定の考え方は、次のとおりです。

**①　対価の水準**

　　　　　　対価の水準は、次の基準を目安とします。

|  |
| --- |
| イ　運送の対価は、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること |
| ロ　運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること |
| ハ　均一制など定額制による運送の対価については、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定になっていないこと |
| ニ　距離制又は時間制で定め、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、概ね1/2の範囲内であること。ただし、この場合は、迎車回送料金を併せて徴収してはなりません。 |

※　登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる運送者にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、イ、ハ、ニの考え方を適用することができます。

※　運送の対価を、運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価をイの水準に抑えるなどの操作は認められません。

**②　対価の適用方法**

　　　　　　対価の適用方法は、次のとおりです。

|  |
| --- |
| イ　時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えありませんが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、あらかじめ、旅客に対して適用する対価について説明する必要があります。 |
| ロ　運送の対価は、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合のもので、ハの複数乗車の場合を除き、旅客数に応じた対価を収受することはできません |

# 7　対価について　4/4

|  |  |
| --- | --- |
| ハ　複数乗車の対価は、次のいずれかにより定めます | |
|  | ⅰ　個々の旅客から収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の乗車定員を最大限利用した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合のタクシーの運賃の額と比較して、概ね1/2の範囲内にあると認められる。 |
| ⅱ　平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシーの運賃の額と比較して、概ね1/2の範囲内にあると認められる。 |
| ニ　運送の対価以外の対価は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記します。 | |

※　タクシー運賃の半額等、必要以上に対価が安いことを煽って会員等の募集を行ってはなりません。

# 9　報告について　1/2

**１　輸送実績の報告**

運送者は、前年の４月１日から３月３１日までの輸送実績等を記載した輸送実績報告書を、毎年５月３１日までに栃木県に提出しなければなりません。

【輸送実績報告書の提出】

|  |  |
| --- | --- |
| 提出時期 | 毎年、５月３１日まで |
| 提出部数 | １部 |
| 提出先 | 栃木県（交通政策課）  他県から許可を受けている場合は、管轄する陸運支局等 |

**２ 事故の報告**

**（１）自動車事故報告書**

運送者は、福祉有償運送自動車に次の事故があった場合は、３０日以内に、自動車事故報告書を栃木県（交通政策課）に提出しなければなりません。

【報告を要する事故】

|  |
| --- |
| ① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの |
| ② 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号又は第３号に掲げる傷害を受けた者）を生じたもの |
| ③ 自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの |
| ④ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第５条第４号に掲げる傷害が生じたもの |
| ⑤ 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの |
| ⑥ 自動車事故の発生の防止を図るため栃木県知事が特に必要と認めて報告を指示したもの |

# 9　報告について　2/2

【自動車事故報告書の提出】

|  |  |
| --- | --- |
| 報告部数 | ３部 |
| 提出先 | 栃木県（交通政策課） |

※　自動車損害賠償保障法施行令第５条各号の障害は、次のとおりです。

**第２号**

イ　脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの

ロ　上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの

ハ　大腿又は下腿の骨折

ニ　内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの

ホ　１４日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が３０日以上のもの

**第３号**

イ　脊柱の骨折

ロ　上腕又は前腕の骨折

ハ　内臓の破裂

ニ　病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が３０日以上のもの

ホ　１４日以上病院に入院することを要する傷害

**第４号**

１１日以上医師の治療を要する傷害（第２号イからホまで及び第３号イからホまでの傷害を除く）

**（２）速 報**

運送者は、（１）の報告を要する事故のうち、①に該当する事故であり、かつ、②又は③に該当する事故があったときは、次のとおり栃木県に速報しなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 速報方法 | 電話、電報その他適当な方法による |
| 速報時期 | 事故発生から２４時間以内 |
| 速報内容 | 事故の概要 |
| 速報先 | 栃木県（交通政策課） |

# 10　監査、行政処分、命令について　1/5

**１　監 査**

運送者に対して行われる栃木県の監査には、次の２種類があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 特 別 監 査 | 一 般 監 査 |
| 監査の対象 | 1. 運転者が第一当事者と推定される死亡事故及び悪質違反を伴う事故など社会的に影響の大きな事故を引き起こした運送者 2. 運転者が悪質違反を犯した運送者 3. 業務の改善について呼び出し出頭及び改善状況について報告を課されたにも関わらず、出頭を拒否した運送者、報告を行わない運送者又は報告内容が履行されず業務の改善が認められない者 4. 上記改善報告を行ったものの、その後、１年間さらに違反を繰り返す運送者 | ① 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる運送者  ② 監査の結果、業務の改善状況について報告を課された運送者  ③ その他特に必要と認められる運送者 |
| 監査の実施方法 | 原則として無通告で運送者の事務所において実施 | 原則として運送者を栃木県に呼び出して実施（運送者の事務所において実施される場合もあります） |

※　第一当事者とは、最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいいます。ただし、過失が同程度である場合には人身損害の程度が軽い者をいいます。

※　悪質違反とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）をいいます。

※　監査の結果、業務改善状況について報告を課された運送者に対する一般監査は、行政処分等を行った日から原則として３か月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて栃木県において実施します。

# 10　監査、行政処分、命令について　2/5

**２　監査の重点事項**

一般監査については、次の事項のうち、必要な項目を選択して実施します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 施設の遵守状況 | |
|  | イ　路線又は運送の区域 |
| ロ　事務所 |
| ハ　自動車の数 |
| ニ　車体表示 |
| ホ　自動車への登録証の備え付け |
| 1. 対価の収受状況 | |
| 1. 損害賠償責任保険（共済）の加入状況 | |
| 1. 運行管理の実施状況 | |
|  | イ　運行管理の体制整備（運行管理の責任者の選任、運行管理に係る規制の遵守） |
| ロ　運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止 |
| ハ　安全な運転のための確認の実施・記録、記録の保存、乗務の記録・保存 |
| ニ　運転者の要件に係る規制の遵守 |
| ホ　運転者台帳の作成・保存、運転者証の携行、運転者証の表示 |
| へ　事故の記録・保存、事故の報告、事故防止対策の実施 |
| 1. 点検整備の実施状況 | |
| 1. 前回実施された監査等において改善を指示された事項の改善状況 | |

# 10　監査、行政処分、命令について　3/5

**３　行政処分**

運送者が関係法令に違反した事実が確認された場合は、行政処分が行われます。

行政処分には、次の２種類があります。なお、この他、警告があります。

**（１）業務の停止**

業務の停止は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、違反行為に係る事務所に対して、期間を定めて行われます。

【違反事項及び処分期間】

|  |  |
| --- | --- |
| 違　　 反 　　事 　　項 | 処分期間 |
| ① 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令を受けたにも関わらず、その命令に従わなかった場合 | ７日間 |
| ② 事務所への立ち入り検査の拒否等をした場合 |
| ③ 一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を無許可で行った場合 | ３０日間 |

**（２）登録の取消し**

登録の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行われます。

|  |
| --- |
| 1. 業務の停止命令を受けたにも関わらず、その命令に従わなかった場合 |
| ②　 輸送の安全確保命令又は旅客の利便確保命令に従わず行政処分を受けた運送者が、行政処分を受けた日から３年以内に同じ命令を受け、かつ、その命令に従わなかった場合 |
| ③　 一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を無許可で行って行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から３年以内に更に違反した場合 |
| ④　 事務所への立ち入り検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、行政処分を受けた日から３年以内に更に違反をした場合 |

# 10　監査、行政処分、命令について　4/5

|  |
| --- |
| ⑤ 運送者が次のいずれかに該当しないこととなった場合  イ．ＮＰＯ法人  ロ．公益法人  ハ．農業協同組合  ニ．消費生活協同組合  ホ．医療法人  ヘ．社会福祉法人  ト．商工会議所  チ．商工会 |
| ⑥ 役員が１年以上の懲役又は禁錮刑に処せられた場合 |
| ⑦ 輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置が講じられていないと認められることとなった場合 |
| ⑧ 不正の手段により、登録（更新登録、変更登録を含む）を受けたことが判明した場合 |
| ⑨ 運営協議会による合意が解除された場合 |

※　輸送の安全の確保とは、十分な輸送施設の保有、運転者の確保、運行管理の体制の整備などをいい、旅客の利便の確保とは、車体表示、車内掲示、旅客から収受する対価などについての適切な取扱いをいいます。

**４　命 令**

運送者の業務について、輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認められる場合には、その是正のために必要な次の措置を講ずべきことの命令が発動されます。

**（１）是正措置**

是正措置には、次の措置などがあります。

# 10　監査、行政処分、命令について　5/5

|  |
| --- |
| ① 運行管理の方法を改善すること |
| ② 路線又は運送の区域を変更すること |
| ③ 対価を変更すること |
| ④ 保険（共済）契約を締結すること |

**（２）発動基準**

命令の種類ごとの発動基準は、次のとおりです。

**① 　輸送の安全確保命令**

次のいずれかに該当することとなった場合に発動されます。

|  |  |
| --- | --- |
| イ　輸送の安全確保に関する違反を伴い、次の事故を引き起こした場合 | |
|  | ⅰ　死者又は重傷者を生じた事故 |
| ⅱ　２０人以上の軽傷者を生じた事故 |
| ロ　輸送の安全確保に関する違反を伴い、運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、救護義務違反（ひき逃げ）を引き起こした場合 | |
| ハ　輸送の安全確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合 | |
| ニ　輸送の安全確保に関する行政処分等を受けた日から３年以内に同一事務所において更に当該事項に違反した場合 | |

**②　旅客の利便確保命令**

次のいずれかに該当することとなった場合に発動されます。

|  |
| --- |
| イ　旅客の利便確保に関する内容が、社会的影響のある悪質なものであると認められた場合 |
| ロ　旅客の利便確保に関する行政処分等を受けた日から３年以内に同一事務所において更に当該事項に違反した場合 |

※　これらの命令の発動については、運送者を栃木県に呼び出し、違反の内容の是正のために必要な措置を示して行われます。

※　運送者は、命令が発動された日から３か月以内の期間内に命ぜられた措置を必ず講じ、その旨の届出を行わなければなりません。定められた期日までに届出が行われなかった場合には、命令に従わなかったものとして、行政処分の対象として取り扱われます。

# 11　道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について　1/4

自家用自動車は、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、栃木県知事の登録又は許可を受けることが必要です。

個々具体的な行為が、有償の運送として、登録や許可を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要となりますが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりです。

**１　「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合**

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は、通常は有償とは観念されず、登録等は不要です。実際には次のような事例がありうるものと考えられます。

|  |  |
| --- | --- |
| ○ 運送が偶発的に行われた場合であって、運送の終了後、運送を行った者に対し意図していない金銭等の支払いが利用者から自発的に行われた場合。（例えば、家事援助等のサービス後、たまたま用務先が同一方向にあり懇願されて同乗させたなどの場合で、利用者の自発的な気持ちから金銭の支払いが行われたとき） | |
| ○ 偶発的でない運送であっても、個々の運送自体は無償で行われており、日頃の感謝の気持ちとして任意に金銭等の支払いが行われた場合。（例えば、過疎地等において、交通手段を持たない高齢者を週に１回程度近所の者が買い物等に乗せていくことに対して、日頃の感謝等から金銭の支払いが行われた場合） | |
| ⇒  ⇒  ⇒ | 原則として、あらかじめ運賃表などを定めそれに基づき金銭の収受が行われる場合には、少額の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償の「対価」となり登録等が必要となります。ただし、下記３．の考え方に基づいて金額が定められている場合を除きます。 |
| 利用者が会費を支払う場合は、会の運営全般に要する経費として収受されている限りにおいては、対価とは解されません。ただし、会費の全部又は一部によって運送サービスの提供に必要なコストが負担される等、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められ、運送に対する反対給付の関係が特定される場合は、会費と称して対価の収受が行われているものと考えられるため、有償とみなされ登録等が必要となります。 |
| 「協賛金」、「保険料」、「カンパ」など、運送とは直接関係のない名称を付して利用者から収受する金銭であっても、それらの収受が運送行為に対する反対給付であるとの関係が認められる場合は、それらが如何なる名称を有するものであっても有償とみなされます。 |

# 11　道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について　2/4

**２　金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合**

サービスの提供を受けた者からの支払いの手段が、例えば野菜など金銭的な価値の換算や流通が困難な物である場合、一部の地域通貨のように換金性がない場合などは、通常、支払いが任意であるか、又はそもそも財産的な価値の給付が行われていないと認められることが多い。実際には次のような事例がありうるものと考えられます。

|  |  |
| --- | --- |
| * 日頃の移送の御礼として、自宅で取れた野菜を定期的に手渡す場合は有償とはみなしません。 | |
| ⇒ | ただし、流通性、換金性が高い財産的価値を有する、商品券、図書券、ビール券等の金券、貴金属類、金貨、絵画、希少価値を有する物品等にあっては、これらの収受は有償とみなされ登録等が必要となります。 |
| ○ 　地域通貨の一種として、ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合であって、例えば、運送の協力者に対して１時間１点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランタリーなサービスの提供を行う場合。 | |
| ⇒  ⇒ | サービスの交換にとどまる場合については原則として登録等は不要ですが、点数の預託がない者に対して寄付金を求め、或いは、有料で点数チケットを購入してもらうなどの場合は、登録等が必要となるケースがあります。 |
| 実際の地域通貨の対象となるサービスの内容、流通の範囲、交換できる財・サービスの内容等に応じ、無償となる場合、有償とみなす場合が存在することになりますが、交換可能なものの範囲に広く財物が含まれる場合は、当該地域通貨が実質的に金銭の支払いと同等の効果を有し、登録等が必要となる可能性が高くなります。 |

# 11　道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について　3/4

**３　運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合**

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録等は必要ないと解されます（ただし、このようなケースに該当するのは、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものであることが必要であり、通常は、ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金のみがこれに該当するものと考えられます。人件費、車両償却費、保険料等は、運送の有無にかかわらず発生し、又は金銭的な価値水準を特定することが困難であるため、これには該当しません。）。具体的には、次のような事例がありうるものと考えらます。

※　地域の助け合い等による移動制約者の移送等の活動に対して支払われる対価の額が、実際の運送に要したガソリン代、道路使用料、駐車場代に限定されている場合。（有料道路使用料、駐車場代にあっては、使用しない場合には徴収することができないものとして取り扱われることを要します）

# 11　道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について　4/4

**４　市町村が公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、**

**反対給付が特定されない場合など**

|  |  |
| --- | --- |
| ○ 　市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合。 | |
| ○ 　デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合は、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法の対象となりません。送迎加算を受けて行う場合も同様です。 | |
| ⇒ | ただし、利用者個々から運賃を求める場合、送迎の利用者と利用しない者との間に施設が提供する役務又はサービスに差を設けるなど、送迎に係るコストが実質的に利用者の負担に帰すとみなされる場合には、送迎が独立した１つの事業とみなされることとなり、登録等が必要になります。 |
| ⇒  ⇒ | 病院や養護学校、授産施設等から委託を受けて当該施設までの運送を行う場合であって、運送に伴う経費の全額を委託者又は第三者が負担して、利用者からは負担を求めないとしても、委託者との間で一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業契約による運送が行われていることとなり、当該事業許可又は登録等が必要になります。 |
| 利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送（介護保険給付が適用される場合）については、有償に該当し、登録等が必要になります。 |
| ○　子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めない場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解されません。 | |
| ⇒ | ただし、運送を行う場合と行わない場合とで対価が異なる場合や、提供するサービスの中に運送が含まれており、運送に対する反対給付が特定される場合には、有償に該当し登録等が必要になります。 |
| ○ 　利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはみなされません。 | |
| ⇒ | 自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為が成立しないため、道路運送法の対象とはなりません。したがって、運転者に報酬が支払われたとしても、運送の対価とはみなされません。ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲の如何によっては、自動車運転代行業、人材派遣業等とみなされる場合があり、この場合には関係法令が適用されることとなります。 |

# 13　資　料（芳賀地区福祉有償運送運営協議会設置要領）

芳賀地区福祉有償運送運営協議会設置要領

（設置及び主旨）

第１条　この要領は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に基づく自家用有償旅客運送のうち福祉有償運送について、その必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する「芳賀地区福祉有償運送運営協議会」（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

２　この協議会は、真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町（以下「管内の市町」という。）が共同で設置する。

　（運営協議会の調整）

第２条　特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第１０条第１項の規定により設立の認証を受けたものをいう。以下「ＮＰＯ法人」という。）等の非営利法人から福祉有償運送実施の相談を受けた管内の市町は、当該市町の区域内における輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者の輸送サービスを十分には確保できないため、その福祉有償運送が必要であると判断した場合に事務局へ運営協議会開催のための調整を依頼するものとする。

（協議事項）

第３条　運営協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）　法第７９条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第７９条の６第１項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第７９条の７第１項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項

（２）　法第７９条の１２第１項第４号の規定による合意の解除に関する事項

（３）　運営協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し運営協議会が必要と認める事項

（運営協議会の構成員）

第４条　運営協議会の構成員（以下「委員」という。）の任期は２年とし、再任を妨げないものとする。

２　運営協議会は次の者により構成するものとする。

（１）　管内の市町の長又はその指名する職員

（２）　管内の市町を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）　管内の市町の住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者

（４）　関東運輸局長若しくは栃木運輸支局長又はその指名する職員

（５）　管内の市町を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（６）　管内の市町が担当する区域において現に福祉有償運送を行っているＮＰＯ法人等の非営利団体に所属する者のうち代表者が指名する者

（７）栃木県県土整備部交通政策課長又はその指名する職員

（８）その他必要と認める者

（運営協議会の運営）

第５条　運営協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

２　会長は、前条第２項第１号に規定する者とし、建制順に担当するものとする。

３　会長は、運営協議会を代表し、会務を総理するものとする。

４　運営協議会は会長が招集するものとする。

５　副会長は会長が指名した者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

６　運営協議会の委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

７　運営協議会は委員（前条第２項第１号については、運営協議会の開催を要請した市町のみとする。ただし、会長は除く。）の過半数が出席しなければ開催できないものとする。

８　運営協議会の議決の方法は多数決とし、可否同数の場合には会長が決定するものとする。

９　運営協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

10　運営協議会は必要と認められる場合には、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

（書面議決）

第６条　前条第４項及び第７項の規定にかかわらず、運賃、車両の乗車定員及び運行範囲について、前回協議時と変更がない場合（ただし、運転手の年齢が７０歳を超える場合及び運転手に事故歴又は違反歴がある場合を除く。）等には、運営協議会の議決を、書面により行うことができる。

（守秘義務）

第７条　運営協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（協議結果の取扱い）

第８条　運営協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

２　運営協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに栃木県知事へ申請を行うものとする。

３　運営協議会における協議結果の概要については、管内の市町ホームページにおいて公表するものとする。

４　運営協議会における議事録については事務局で調製し、情報公開制度及び苦情等に関することは、請求者の住所地の市町若しくは申し出された運行区域の市町が対応するものとする。

（事務局）

第９条　運営協議会の事務局は、芳賀地区広域行政事務組合事務局管理課に置くものとする。

２　運営に係る費用については、管内の市町が負担する。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、運営協議会の運営に関して必要な事項は会長が定めるものとする。

　　　附　則

１　この要領は平成２８年４月１日から施行する。

２　任期中の構成員に異動等が生じた後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　第５条第２項の規定に基づく会長については、真岡市から行うものとする。

# 14　資　料（様式）

「<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h03/jikayouyuusyou.html>」栃木県WEBサイト「自家用有償旅客運送の登録・届出等について」⇒「3.自家用有償旅客運送の登録・届出等に必要な提出書類」⇒「公共交通空白地有償運送・福祉有償運送関係」からダウンロードできます。

次の頁より、申請に必要となる様式、参考様式等を掲載しています。申請に必要な書類がP.6の「新規申請の場合」に必要な書類及びP.7の「更新・変更申請」に必要な書類と比べて不足がないか、様式番号等を参照しながら確認をお願いします。

　☆　新規申請：P.43～P.54の様式を使用。

　☆　更新登録：P.55～P.56及びP63～P.74の様式を使用。

　　　　これは、引き続き事業を継続するため有効期間を更新する際に行います。

　☆　変更登録：P.57～P.58の様式及び登録申請時の内容が変更されたことが分かるもの、登録証、協議が

調ったことを証する書類（県に申請時添付）。

　　　　登録事項に変更が生じた場合に行います。（名称、住所、代表者、自家用有償旅客運送の種別、路

線又は運送の区域等に変更（増加）がある場合）

　☆　軽微な変更：P.59～P.62及びP.65～P.67の様式、登録申請時の内容が変更されたことが分かるもの、登録証、P.65・P.66（配置車両が5台を超える場合に必要）の様式を使用。

　　　　名称、住所、代表者、自家用有償旅客運送の種別（公共交通空白地有償・福祉有償の双方を行う事業者が、いずれか一方を行わない場合）、路線又は運送の区域（減少する場合）、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自動車の数及びその種類ごとの数、運送しようとする旅客の範囲に変更がある場合に行います。

様式第２－１号

平成　　年　　月　　日

栃 木 県 知 事　様

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

自家用有償旅客運送の登録の申請

　このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第７９条の２の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　名称、住所、代表者の氏名

２　自家用有償旅客運送の種別

３　運送の区域

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　域 | 備　　　考 |
|  |  |

４　事務所の名称及び位置

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 位置 |
|  |  |

５　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所の名称 | 所有区分 | バ　　ス  【乗車定員１１人以上】 | 普通自動車  【乗車定員１０人以下】 | 合　計  （軽） |
|  | 所有 |  | （　　） | （　　） |
| 持込 |  | （　　） | （　　） |
| 合計 |  | （　　） | （　　） |

　　軽自動車については、（　）内に内数で記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所の名称 | 所有区分 | 寝台車  （軽） | 車いす車  （軽） | 兼用車  （軽） | 回転シート車  （軽） | セダン等  （軽） | 合計  （軽） |
|  | 所有 | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） |
| 持込 | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） |
| 合計 | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） |

　　軽自動車については、（　）内に内数で記載すること。

６　運送しようとする旅客の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公共交通空白地有償運送 | |  |
| 福祉有償運送 |  | イ 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者 |
|  | ロ 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者 |
|  | ハ 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者 |
|  | ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 |

　　行うものに○を付すものとする。

７　添付資料

(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿

(2) 法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類

(3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類

(4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

(5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

(6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

(7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

(8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

(9) 損害賠償措置

(10) 運送しようとする旅客の名簿

証紙貼付用紙（新規登録用）

自家用有償旅客運送登録申請手数料

|  |
| --- |
| 栃木県収入証紙貼付欄 |
|  |

（金額：15,000円）

様式第３号

栃 木 県 知 事　様

宣　　　誓　　　書

　当法人における役員の全員が、道路運送法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成　　年　　月　　日

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第４号

運転者就任承諾書　兼　就任予定運転者名簿

　申請者（　　　　　　　　　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾いたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | 運転免許の種類 | |
| 区分 | 種類 |
| １ |  |  |  | 種 |
| ２ |  |  |  | 種 |
| ３ |  |  |  | 種 |
| ４ |  |  |  | 種 |
| ５ |  |  |  | 種 |
| ６ |  |  |  | 種 |
| ７ |  |  |  | 種 |
| ８ |  |  |  | 種 |

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。

※ 第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあっては、施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書　兼　就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

　申請者（　　　　　　　　　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | 資格の種類 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

※ 施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

|  |
| --- |
| セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であって、施行規則第５１条の１６第３項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあっては当該要件を備えた者を乗務させることが必要 |

様式第５号

運転管理の責任者　就任承諾書

　申請者（　　　　　　　　　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

　平成　　年　　月　　日

住　　　　所

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　印

※　乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第６号

|  |  |
| --- | --- |
| 運送の主体（申請者名） |  |

運転管理の体制等を記載した書類

事務所名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

１　運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 氏名 | 住所 | 資格の種類 | 委託 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |

　　乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

　　資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

　　市町村運営有償運送にあって運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 氏名 | 住所 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 代表者  氏名 |  | | 運行管理の責任者  氏名 |  | | 運行管理の責任者  の代行者  氏名 |  | 運転者  （別紙のとおり） |
|  |  |  | |  |
|  | |  | 運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合の運行管理を代行する者 | |
|  | 整備管理の責任者  氏名 |
|  |

２　事故処理連絡体制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転者 | → | 事故対応の責任者  氏名 | | | → | 代表者 |
| ↓ | | ↓　　　　　　　↓ | | | | |
| 警察署 | | |  | 地域公共交通会議（又は協議会）・運営協議会・  運輸支局（又は指定都道府県等） | | |

３　苦情処理体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 苦情処理責任者 |  | 苦情処理担当者 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （施行規則第５１条の２５関係） | | |  |  |  | 参考様式第イ号 | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **旅　　客　　の　　名　　簿** | | | | | | | | |
| （福祉用） | | | | | | | | |
|  |  | 自家用有償旅客運送者の名称 | |  | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 番号 | 氏　　　名 | 住　　　所 | 入会年月日 | 運送を必要とする理由 | | | | 備考 |
| イ | ロ | ハ | ニ |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| イ | 身体障害者 |  |  |  |  |  |  |  |
| ロ | 要介護認定者 |  |  |  |  |  |  |  |
| ハ | 要支援認定者 |  |  |  |  |  |  |  |
| ニ | その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害） | | |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （施行規則第５１条の２５関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参考様式第イ号  身体状況等、態様ごとの会員数  自家用有償旅客運送者の名称 | | | | | | |
| 身体障害者 | | 人　　数 | その他の障害を有する者 | | | 人　　数 |
|  | ６　　級 |  |  | 知　的　障　害　者 | |  |
| ５　　級 |  |  | | 軽　　度 |  |
| ４　　級 |  | 中　　度 |  |
| ３　　級 |  | 重　　度 |  |
| ２　　級 |  |  |  |
| １　　級 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 | |  |  | 精　神　障　害　者 | | 人　　数 |
| 要支援認定者 | | 人　　数 |  | ３　　級 |  |
|  | 要　支　援　１ |  | ２　　級 |  |
|  | 要　支　援　２ |  | １　　級 |  |
| 合計 |  |  | 診 断 書 |  |
| 要介護認定者 | | 人　　数 |  |  |
|  | 要　介　護　１ |  | そ　　の　　他 | | 人　　数 |
|  | 要　介　護　２ |  |  | | 肢体不自由者 |  |
|  | 要　介　護　３ |  | 内 部 障 害 |  |
|  | 要　介　護　４ |  | そ の 他 |  |
|  | 要　介　護　５ |  |  |  |
| 合　　計 | |  | 合　　計 | | |  |
| 総合計 |  |  |  | |  |  |

（契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する）

様式第７号

栃 木 県 知 事　様

宣　　　誓　　　書

　道路運送法第７９条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 保険（共済）の種類 | 補償金額 |
| 対人保険（共済） | （無制限・　　　　　　　　万円） |
| 対物保険（共済） | （無制限・　　　　　　　　万円） |

平成　　年　　月　　日

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　印

様式例３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（福祉有償運送を行う法人が作成）

旅客から収受する対価について

１．事業所

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号及びﾌｧｯｸｽ番号 |  |
| 担当者指名 |  |

２．料金

①運送の対価の設定

|  |  |
| --- | --- |
| 対価設定の方法 | イ．距離制　　　　ロ．時間制　　　　ハ．定額制 |
| 複数乗車の対価 | イ．定める　　　　　ロ．定めない |
| 運賃の収受方法 | イ．乗車毎に収受　　ロ．１ヶ月分まとめて請求 |

※料金表を添付すること

②運送の対価以外の対価

|  |  |
| --- | --- |
| 設定 | イ．設定する　　　　ロ．設定しない |
| 対価以外の対価の種類 | イ．迎車回送料金　　ロ．待機料金　　ハ．その他の料金 |
| 運賃の収受方法 | イ．乗車毎に収受　　ロ．１ヶ月分まとめて請求 |

※料金表を添付すること　（料金を適用する場合の基準を明確にすること）

■留意事項

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

（平成18年9月15日、国自旅第144号）を参照のこと。

■留意事項

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

（平成18年9月15日、国自旅第144号）を参照のこと。

様式第２－２号

平成　　年　　月　　日

栃 木 県 知 事　様

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　印

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

　このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第７９条の２の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　名称、住所、代表者の氏名

２　自家用有償旅客運送の種別

３　運送の区域

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　域 | 備　　　考 |
|  |  |

４　事務所の名称及び位置

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 位置 |
|  |  |

５　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所の名称 | 所有区分 | バ　　ス  【乗車定員１１人以上】 | 普通自動車  【乗車定員１０人以下】 | 合　計  （軽） |
|  | 所有 |  | （　　） | （　　） |
| 持込 |  | （　　） | （　　） |
| 合計 |  | （　　） | （　　） |

　　軽自動車については、（　）内に内数で記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所の名称 | 所有区分 | 寝台車  （軽） | 車いす車  （軽） | 兼用車  （軽） | 回転シート車  （軽） | セダン等  （軽） | 合計  （軽） |
|  | 所有 | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） |
| 持込 | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） |
| 合計 | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　） |

　　軽自動車については、（　）内に内数で記載すること。

６　運送しようとする旅客の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公共交通空白地有償運送 | |  |
| 福祉有償運送 |  | イ 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者 |
|  | ロ 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者 |
|  | ハ 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者 |
|  | ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 |

　　行うものに○を付すものとする。

７　添付資料

(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿

(2) 法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類

(3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類

(4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

(5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

(6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

(7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

(8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

(9) 損害賠償措置

(10) 運送しようとする旅客の名簿

(11) 登録証

様式第２－３号

平成　　年　　月　　日

栃 木 県 知 事　様

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

　このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第７９条の７及び同法施行規則第５１条の１１の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　名称、住所、代表者の氏名

２　登録番号

３　自家用有償旅客運送の種別

４　変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
|  |  |

(2) 運送の区域の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
|  |  |

５　変更予定期日

　　平成　　年　　月　　日

証紙貼付用紙（変更登録用）

自家用有償旅客運送登録申請手数料

|  |
| --- |
| 栃木県収入証紙貼付欄 |
|  |

（金額：3,000円）

様式第２－４号

平成　　年　　月　　日

栃 木 県 知 事　様

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

　このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第７９条の７及び同法施行規則第５１条の１３の規定に基づき、下記のとおり届け出いたします。

記

１　名称、住所、代表者の氏名

２　登録番号

３　自家用有償旅客運送の種別

４　変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新 | 旧 |
| 法人の名称 |  |  |
| 住所 |  |  |
| 代表者の氏名 |  |  |

(2) 自家用有償旅客運送の種別

　　（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
|  |  |

(3) 運送の区域（減少した場合に限る）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 |  |
| 旧 |  |

(4) 事務所の名称及び位置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所 | 名　　　　称 | 位　　　　置 |
| 名称 |  |  |
| 位置 |  |  |

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所の名称 | | 所有区分 | バス【乗車定員11人以上】 | 普通自動車【乗車定員10人以下】  （ 軽 ） | 合 計  (軽) |
| 新 |  | 所有 |  | (　　) | (　　) |
| 持込 |  | (　　) | (　　) |
| 合計 |  | (　　) | (　　) |
| 旧 |  | 所有 |  | (　　) | (　　) |
| 持込 |  | (　　) | (　　) |
| 合計 |  | (　　) | (　　) |

　　軽自動車については、（　）内に内数で記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所の名称 | | 所有区分 | 寝台車  (軽) | 車いす車  (軽) | 兼用車  (軽) | 回転シート車  (軽) | セダン等  (軽) | 合計  (軽) |
| 新 |  | 所有 | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) |
| 持込 | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) |
| 合計 | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) |
| 旧 |  | 所有 | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) |
| 持込 | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) |
| 合計 | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) | (　　) |

　　軽自動車については、（　）内に内数で記載すること。

(6) 運送しようとする旅客の範囲

　　公共交通空白地有償運送

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
|  |  |

５　変更をした日

　　平成　　年　　月　　日

証紙貼付用紙（変更登録用）

自家用有償旅客運送登録申請手数料

|  |
| --- |
| 栃木県収入証紙貼付欄 |
|  |

（金額：3,000円）

様式第３号

栃 木 県 知 事　様

宣　　　誓　　　書

　当法人における役員の全員が、道路運送法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成　　年　　月　　日

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第４号

運転者就任承諾書　兼　就任予定運転者名簿

　申請者（　　　　　　　　　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾いたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | 運転免許の種類 | |
| 区分 | 種類 |
| １ |  |  |  | 種 |
| ２ |  |  |  | 種 |
| ３ |  |  |  | 種 |
| ４ |  |  |  | 種 |
| ５ |  |  |  | 種 |
| ６ |  |  |  | 種 |
| ７ |  |  |  | 種 |
| ８ |  |  |  | 種 |

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。

※ 第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあっては、施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書　兼　就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

　申請者（　　　　　　　　　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 住所 | 資格の種類 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

※ 施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

|  |
| --- |
| セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であって、施行規則第５１条の１６第３項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあっては当該要件を備えた者を乗務させることが必要 |

様式第５号

運転管理の責任者　就任承諾書

　申請者（　　　　　　　　　　）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

　平成　　年　　月　　日

住　　　　所

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　印

※　乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第６号

|  |  |
| --- | --- |
| 運送の主体（申請者名） |  |

運転管理の体制等を記載した書類

事務所名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

１　運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 氏名 | 住所 | 資格の種類 | 委託 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |

　　乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

　　資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

　　市町村運営有償運送にあって運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 氏名 | 住所 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 代表者  氏名 |  | | 運行管理の責任者  氏名 |  | | 運行管理の責任者  の代行者  氏名 |  | 運転者  （別紙のとおり） |
|  |  |  | |  |
|  | |  | 運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合の運行管理を代行する者 | |
|  | 整備管理の責任者  氏名 |
|  |

２　事故処理連絡体制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転者 | → | 事故対応の責任者  氏名 | | | → | 代表者 |
| ↓ | | ↓　　　　　　　↓ | | | | |
| 警察署 | | |  | 地域公共交通会議（又は協議会）・運営協議会・  運輸支局（又は指定都道府県等） | | |

３　苦情処理体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 苦情処理責任者 |  | 苦情処理担当者 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | （施行規則第５１条の２５関係） | | |  |  |  | 参考様式第イ号 | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | **旅　　客　　の　　名　　簿** | | | | | | | | | | （福祉用） | | | | | | | | | |  |  | 自家用有償旅客運送者の名称 | |  | | | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | 番号 | 氏　　　名 | 住　　　所 | 入会年月日 | 運送を必要とする理由 | | | | 備考 | | イ | ロ | ハ | ニ | | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 3 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 4 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 5 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 6 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 7 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 8 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 9 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 10 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 11 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 12 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 13 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 14 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 15 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 16 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 17 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 18 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 19 |  |  |  |  |  |  |  |  | | 20 |  |  |  |  |  |  |  |  | | イ | 身体障害者 |  |  |  |  |  |  |  | | ロ | 要介護認定者 |  |  |  |  |  |  |  | | ハ | 要支援認定者 |  |  |  |  |  |  |  | | ニ | その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害） | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | （施行規則第５１条の２５関係）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参考様式第イ号  **身体状況等、態様ごとの会員数** | | | | | | | |  |  | 自家用有償旅客運送者の名称 |  | | | | |  |  |  |  |  | | 身体障害者 | | 人　　数 | その他の障害を有する者 | | | 人　　数 | |  | ６　級 |  |  | 知　的　障　害　者 | |  | |  | ５　級 |  |  |  | 軽　度 |  | |  | ４　級 |  |  |  | 中　度 |  | |  | ３　級 |  |  |  | 重　度 |  | |  | ２　級 |  |  |  |  |  | |  | １　級 |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  | | 合計 | |  |  | 精　神　障　害　者 | | 人　　数 | | 要支援認定者 | | 人　　数 |  |  | ３　級 |  | |  | 要支援１ |  |  |  | ２　級 |  | |  | 要支援２ |  |  |  | １　級 |  | | 合計 | |  |  |  | 診 断 書 |  | | 要介護認定者 | | 人　　数 |  |  |  |  | |  | 要介護１ |  |  | そ　　の　　他 | | 人　　数 | |  | 要介護２ |  |  |  | 肢体不自由者 |  | |  | 要介護３ |  |  |  | 内 部 障 害 |  | |  | 要介護４ |  |  |  | そ の 他 |  | |  | 要介護５ |  |  |  |  |  | | 合　　計 | |  |  | 合　　計 | |  | | 総合計 | |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第８号

第　　号

自家用有償旅客運送者登録証

　道路運送法第７９条の３の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

１　登録番号

２　登録の有効期間

３　名称、住所、代表者の氏名

４　自家用有償旅客運送の種別

５　路線又は運送の区域

６　登録に付す条件

平成　　年　　月　　日

栃木県知事

（契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する）

様式第７号

栃 木 県 知 事　様

宣　　　誓　　　書

　道路運送法第７９条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 保険（共済）の種類 | 補償金額 |
| 対人保険（共済） | （無制限・　　　　　　　　万円） |
| 対物保険（共済） | （無制限・　　　　　　　　万円） |

平成　　年　　月　　日

名　　　　称

住　　　　所

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　印

様式例３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（福祉有償運送を行う法人が作成）

旅客から収受する対価について

１．事業所

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号及びﾌｧｯｸｽ番号 |  |
| 担当者指名 |  |

２．料金

①運送の対価の設定

|  |  |
| --- | --- |
| 対価設定の方法 | イ．距離制　　　　ロ．時間制　　　　ハ．定額制 |
| 複数乗車の対価 | イ．定める　　　　　ロ．定めない |
| 運賃の収受方法 | イ．乗車毎に収受　　ロ．１ヶ月分まとめて請求 |

※料金表を添付すること

②運送の対価以外の対価

|  |  |
| --- | --- |
| 設定 | イ．設定する　　　　ロ．設定しない |
| 対価以外の対価の種類 | イ．迎車回送料金　　ロ．待機料金　　ハ．その他の料金 |
| 運賃の収受方法 | イ．乗車毎に収受　　ロ．１ヶ月分まとめて請求 |

※料金表を添付すること　（料金を適用する場合の基準を明確にすること）

■留意事項

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

（平成18年9月15日、国自旅第144号）を参照のこと。

■留意事項

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

（平成18年9月15日、国自旅第144号）を参照のこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （施行規則第５１条の２１関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参考様式第ヘ号 | | | |
|  | | 作成年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 事　　故　　の　　記　　録 | | | |
|  |  | 事務所名 |  |
|  |  |  |  | |  |
| 運転者の氏名 | 自動車登録番号 | 事故の発生日時 | 事故の当事者 （運転者を除く） |
|  |  |  |  |
| 事故の発生場所 | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| 事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等） | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| 事故の原因 | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| 再発防止対策 | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （施行規則第５１条の２６関係）  参考様式第ト号 | | | |
| 苦　　情　　処　　理　　簿 | | | |
|  |  |  |  |
|  |  | 事務所名 |  |
|  |  | 受 付 者 |  |
|  |  |  |  |  |
| 申告者 | 申　告　者 |  | |
| 住　　　所 |  | |
| 連　絡　先 |  | |
| （申告内容） | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| （原因究明の結果） | | | 処理担当者： |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| （苦情に対する弁明の内容） | | | 処理担当者： |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |
| （改善措置） | | | 処理担当者： |
|  | | | |
|  | | | |
|  | | | |

15 栃木県事務権限委譲事務　1/2

委譲された事務・権限の内容及び委譲後の登録事務の流れ

1　委譲された事務権限の内容（色なしセルは登録手続き系の事務、色付きセルは監査・処分系の事務）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務・権限 | 道路運送法の条項 | 概　　　要 |
| 登録 | 第79条 | 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣（以下「大臣」という。）の行う登録を受けなければならない。 |
| 登録の実施 | 第79条の3 | 大臣は、登録申請があった場合には、登録を拒否する場合を除くほか、必要時呼応を登録簿に登録しなければならない。大臣は、登録をした場合は、遅滞なく申請者に通知しなければならない。大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 |
| 登録の拒否 | 第79条の4 | 大臣は、運営協議会等で必要性についての合意がない場合や、欠格事由に該当する場合には、登録を拒否しなければならない。大臣は、登録の拒否をした場合は、遅滞なく申請者に通知しなければならない。 |
| 有効期間の更新の登録 | 第79条の6 | 登録の有効期間（無事故等の場合は3年、それ以外は2年）を更新する場合は、大臣の更新登録を受けなければならない。 |
| 更新登録等 | 第79条の7第1項 | 登録事項を変更しようとするときは、大臣の行う変更登録を受けなければならない。 |
| 第79条の7第3項 | 軽微な事項の変更をしたときは、その日から30日以内に大臣に届け出なければならない。 |
| 第79条の7第4項 | 大臣は、軽微な事項の届出を受理した時は、届出内容を登録簿に登録しなければならない。 |
| 輸送の安全及び旅客の利便の確保 | 第79条の9第2項 | 大臣は、自家用有償旅客運送事業者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、是正措置を講ずべきことを命ずることができる。 |
| 事故の報告 | 第79条の10 | 自家用有償旅客運送者は、重大な事故を惹起したときは、地帯なく大臣に届け出なければならない。 |
| 業務の廃止 | 第79条の11 | 自家用有償旅客運送者は、業務を廃止したときは30日以内に大臣に届け出なければならない。 |
| 業務の停止及び登録の取消し | 第79条の12 | 大臣は、運営協議会での合意が解除されたときや欠格事由に該当することとなった場合等には、6月以内において期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止命令、又は登録を取り消すことができる。 |
| 登録の抹消 | 第79条の13 | 大臣は、登録の有効期間が満了したとき、業務の廃止の届出があったとき、登録の取消しをしたときは、登録を抹消しなければならない。 |
| 聴聞の特例 | 第90条 | 地方運輸局長は、自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。 |
| 報告・監査及び調査 | 第94条第1項、第4項 | 大臣は、その職員をして関係者に対し報告や質問、事業所への立入り、帳簿書類の検査をさせることができる。 |

15 栃木県事務権限委譲事務　2/2

2　委譲後の登録事務の流れ

【権限委譲前】

運営協議会

合意形成

実施主体：NPO等

②登録の実施

①登録申請

国土交通省（栃木運輸支局）

【権限委譲後】

運営協議会

合意形成

合意形成

実施主体：NPO等

②登録の実施

①登録申請

栃木県（交通政策課）